平成２７年（フ）第２７１号
大津市下阪本１丁目16番21号　ＳＡＭ６　Ｃ号
債務者　古家　幹夫
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　勝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７２号
大津市下阪本１丁目16番21号　ＳＡＭ６　Ｃ号
債務者　古家みち子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　勝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３４４号
大阪府寝屋川市木田町６番４号　マンション木田301号室、住民票上の住所大阪府守口市東町１丁目22番18―413号
債務者　中道　　大
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手島　将志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５６２号
大阪市住吉区山之内３丁目13番33号　アライズ　５Ｆ号、前住所大阪府東大阪市善根寺町６丁目８番５号
債務者　猪原　勝彦
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤内　健吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２８号
岡山市南区豊成１丁目１番25―２号
債務者　井原　行子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水田美由紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月16日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１３号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台27番地６
債務者　松本　寛二
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８４号
広島市南区大須賀町18番10―601号
債務者　齋藤　良子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田かおり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５７号
沖縄県那覇市久茂地２丁目16番３号　ＫＭ久茂地ビル406
債務者　唐木田　恵
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横江　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６００号
横浜市旭区中希望が丘152番地１、従前の住所兵庫県三木市別所町小林734番地の462
債務者　長谷　敏明
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月16日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８２号
大分市高城南町８番３号（第２清弥マンション405）
債務者　仲嶋　純一
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺崎　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２２７号
函館市富岡町３丁目24番９号、住民票上の住所北海道茅部郡森町字鳥崎町104番地60
債務者　大西　勇哉
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８１号
山口県宇部市大字際波459番地８
債務者　田中こずえ
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２０３８号
大阪市西区江戸堀１丁目22番７―201号
債務者　大下真弓こと　大下　眞弓
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９８１号
大阪府枚方市伊加賀寿町16番35号
債務者　森田　咲江
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０９０号
大阪市淀川区十八条１丁目９番44号フォーレスト東三国309号
債務者　速水　美樹
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１０１号
大阪市中央区瓦屋町２丁目12番15―407号
債務者　濱口　清三
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部